

鳥取市中小企業・小規模企業振興条例

《逐条解説》

鳥 取 市

前文

鳥取市は、山陰地方における中核的な都市として、政治、経済、文化の中心的な役割を担いながら、製造業を中心とする産業都市として発展してきました。

そうした中、市内の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済と雇用を支える役割の重要な担い手として、地域の発展と市民生活の向上に大きな貢献を果たしてきました。

しかしながら、今日、経済のグローバル化や技術革新の進展に伴う産業構造の変化、急速な少子高齢化や人口減少の進行による社会構造の変化など、地域社会・地域経済を取り巻く環境が変化する中で、多くの市内中小企業・小規模企業は様々な困難に直面している状況にあります。

今後も鳥取市が将来にわたり、持続的に発展を遂げていくためには、中小企業・小規模企業の自主的な努力に加え、市、支援団体その他中小企業・小規模企業に関わる全てのものが緊密に連携し、中小企業・小規模企業の多様な活力ある成長と発展が図られるよう支援していくことが必要です。

そこで鳥取市は、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱として位置づけ、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の振興に取り組むことで、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与するため、ここに条例を制定します。

【説明】

前文では、一般に条例制定の由来、経緯、基本原理を記述します。

鳥取市における中小企業・小規模企業振興の必要性を宣言する理念条例として位置づけるため、鳥取市の産業振興の歴史的経緯や中小企業の果たしてきた役割を踏まえた上で、今後鳥取市が一体となって中小企業・小規模企業の振興に取り組む姿勢を示したものです。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する取組を総合的に推進し、もって、地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

この条項では、条例制定の趣旨及び目的について定めます。

この条例は、中小企業・小規模企業振興の基本となる事項を定め、総合的に取組を進めていくことにより地域経済の発展、雇用の創出を図り、市民生活の向上につなげていくことを目的として定めることを明記しました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 前2号に規定する中小企業及び小規模企業をいう。
- (4) 支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体で市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の企業で、市内において事業活動を行う企業をいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を行う者及び信用保証協会で市内に所在するものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関で市内に所在するものをいう。
- (8) 大学等 大学その他の研究機関で市内に所在するものをいう。
- (9) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。

【説明】

この条例に使用している用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明します。

参考法令

中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から

第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2～4 (省略)

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)として行われなければならない。

- (1) 地域経済の発展、雇用の確保及び市民生活の向上に資すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創意工夫を生かした経営の改善など自主的な努力が助長されること。
- (3) 市、中小企業・小規模企業、支援団体、大企業、金融機関、教育機関、大学等及び市民が連携し、協働により推進されること。

【説明】

この条項では、条例で定める中小企業振興の基本的な考え方を定めています。

- 経済の発展・雇用の確保・生活の向上に資するものであること。
- 中小企業者の自主的な努力が助長されること。
- 関係者が連携し、協働により推進されるものであること。

以上を中小企業・小規模企業の振興を図っていくうえで、欠かすことのできない基本的な考え方として明記しました。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとし、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注の機会の確保に努めるものとする。

3 市は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業に配慮し、施策の推進に取り組むものとする。

4 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、「市の責務」について定めています。この条例における市の役割は非常に重要であるため「責務」として決めました。

第1項では、中小企業・小規模企業の振興の施策を総合的に推進することと、それにあたって必要な情報の収集すること、また情報を提供することを市の責務として決めました。

第2項では、予算の適正な執行や公正な競争のもとで、市が率先して中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めていくことを決めました。

第3項では、近年の法改正にみられる小規模企業の振興・支援の取組強化の方針に沿って、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者について、施策の推進において特に配慮することの必要性について明記しました。

第4項では、施策を実施していくための裏付けとなる財政上の措置を市が責任を持って取り組むことを明記しました。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に取り組み、経営基盤の強化に努めるものとする。

2 小規模企業は、基本理念に基づき、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、中小企業・小規模企業相互の連携、協力に努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、雇用の確保、人材の育成を図るとともに、従業員の福利厚生の実充及び仕事と生活の調和を図ることができる職場環境の整備に努めるものとする。

【説明】

この条項では、中小企業・小規模企業の努力について定めています。

第1項では、中小企業基本法の定めに基づいて、中小企業が自らの努力で取り組むべき事項を定めました。

第2項では、小規模企業振興基本法の定めに基づいて、小規模企業が自らの努力で取り組むべき事項を定めました。

第3項では、中小企業・小規模企業の地域社会における社会的責任を自覚していただくとともに、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体等への積極的な参加を通して、中小企業・小規模企業間の相互連携に努めていただくことを定めました。

第4項では、雇用の確保・人材の育成など雇用面での取組に合わせて、人材確保に向けた有効な手段となる福利厚生の実充への取組に努めていただくことと、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるように、職場環境の整備に向けて努めていただくことを定めました。これらの取組が、働きやすさや働き甲斐のある職場づくりにつながり、活力のある人材の確保や経営の改善に資することが期待されます。

《参考法令抜粋》

中小企業基本法

第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

小規模企業振興基本法

第8条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第6条 支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の経営の向上及び事業の改善発達の取組を積極的に支援するとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、中小企業・小規模企業の支援団体の役割について定めています。

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会については法律にも定めがあるところですが、条例に定義する各支援団体が、中小企業・小規模企業の経営の向上・改善に積極的に支援する役割を明記するとともに、市とともに中小企業・小規模企業の振興施策に取り組んでいくことを求めていく内容としました。

なお、ここでいう支援団体は、例示したもののほか中小企業組合なども含めてできるだけ広義にとらえています。

社会貢献活動を目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）等についても、場面によっては中小企業・小規模企業を支える団体として「支援団体」に含め得ると考えており、地域経済の活性化の役割を担う主体として期待されるところです。

《参考法令抜粋》

商工会議所法

第6条 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

商工会法

第3条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

中小企業団体の組織に関する法律

第3条 この法律は、中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）

第1条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業・小規模企業との連携、協力を努めるものとする。

【説明】

この条項では、条例上大企業に求める役割について定めています。

第1項には、企業数は少なくとも、地域経済において大きな影響を持つ大企業に対して、市が行う中小企業・小規模企業の振興施策への協力を求める内容を定めました。

第2項には、大企業にも地域社会の一員としての社会的責任の自覚を求め、地元の中小企業・小規模企業との連携・協力を期待する定めとしました。

中小企業基本法第7条第3項にも「その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。」の定めがあります。

《参考法令抜粋》

中小企業基本法

第7条3 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の資金需要に適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に協力するよう努めるとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、この条例で金融機関に求める役割について定めています。

事業活動を行う上で必要不可欠な中小企業・小規模企業の資金需要に、密接に関わる金融機関に対してその適切な対応により、経営の向上・改善に寄与してもらうことを期待する内容とし、併せて市が行う中小企業・小規模企業の振興施策に協力を求めることとしました。

(教育機関及び大学等の役割)

第9条 教育機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の事業活動による本市の発展への貢献について理解を促すとともに、教育活動を通じて勤労観及び職業観の醸成を図ることで、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業・小規模企業が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組並びに人材の育成に協力するよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、教育機関及び大学等の役割について定めています。

鳥取市の教育等の振興に関する大綱（平成28～平成32年度）の中でも、「郷土愛を醸成し豊かなこころを育みます！」の基本方針が掲げられており、地域の産業への理解を育む教育が推進されています。例えば、社会科の副読本でも地元の工業団地や和紙などの伝統産業について紹介するなど、地元企業が本市に貢献していることについて理解を促す取組が進められています。

これらの取組とともに、キャリア教育を中心とした教育活動を通じて勤労観・職業観の醸成を促して行くことが必要です。そうした取組により地域の次世代を担う人材を育成するとともに、育成した人材が地元に着定していく流れができるように協力を期待するものです。

また、産学官の連携の一環として新技術や新商品の開発などの分野で大学等に大きな役割が期待されており、雇用を担う人材の育成・輩出と合わせ、積極的な協力を期待するものです。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される製品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、条例の有効性を確保するために不可欠な市民の理解と協力について定めています。

中小企業・小規模企業の振興が、地域経済の発展や市民生活の向上に重要な役割を果たすことを理解したうえで、中小企業・小規模企業を支えていく市民の自発的な協力をお願いするものです。

第1項で定める中小企業・小規模企業の健全な発展に協力することの例示として、第2項においては、市民が地元産品・サービスの利用に努めることを定めています。

地元の中小企業・小規模企業に関心を持っていただくことで、市民の皆さんが地元企業に就職することを検討いただける機会も増え、ひいては地元への定住が促進される、といった好循環につながっていくことが期待されます。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の安定及び改善を促進すること。
- (2) 産業の高度化及び多様化を推進すること。
- (3) 生産性の向上及びサービスの効率化により事業の付加価値を高めること。
- (4) 国内外への販路及び取引の拡大を支援すること。
- (5) 地域内の経済循環の活性化を推進すること。
- (6) 人材の育成、確保、定着及び雇用の創出を推進すること。
- (7) 労働環境の改善を促進すること。
- (8) 起業・創業を促進すること。
- (9) 円滑な事業承継を推進すること。
- (10) 6次産業化の推進、農商工連携及び産学金官（中小企業、小規模企業、大企業、大学等、金融機関、国、県及び市をいう。）の連携を推進すること。
- (11) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致を推進すること。
- (12) 円滑な資金調達を推進すること。

【説明】

この条項では、基本理念に基づき、市が取り組む中小企業・小規模企業の振興施策の基本的な方針を定めています。

ここで定めた基本方針に基づき、市がその責務として総合的な中小企業・小規模企業

振興の具体的な施策の展開を図っていくことになります。

また、この基本方針をもとに展開する具体的な施策においては、NPO法人や個人での経済活動を行う者も、その対象になり得るものと考えており、中小企業・小規模企業と同様に支援団体等とも連携した取組が期待されるところです。

第1号に、企業の持続又は成長に欠かせない、経営の安定と改善を促進していく方針を明記しました。

第3号に定める事業の高付加価値化は、企業の競争力を高めていく上で、今後の中小企業・小規模企業振興施策における重要なテーマと考えています。

第5号では、地元の卸売業や小売業の活力の創出を念頭に、地域内の経済循環の活発化の推進を規定しました。

第6号に、企業における働く場の創出と、企業が必要とする人材の確保両面について表記することとし、定着の文言を入れることで、新卒の若者等の定住のみならず、UJIターンの促進などによる定住も念頭に置いた取組を考えてまいります。

第7号に定める「労働環境の改善」は、ワーク・ライフ・バランスへの取組を進めていただくことを意識しています。

ワーク・ライフ・バランスの取組は、労働者の生活の質の向上という意義のみならず、事業者側にとっても労働力の確保や労働生産性の向上に大きなメリットがあることから、重要な施策の基本方針になるものと考えています。

第8号の起業・創業の促進は、新しい産業を生み出すためのチャレンジであり、地域経済の活性化に欠かせない取組です。

第9号に定めた事業承継は、事業者にとって切実な問題であるのみならず、取引先の減少など地域経済の規模の縮小にもつながることも懸念される問題であり、後継者の確保などに取り組んでいく必要があります。

第10号の地域の農林水産物は、貴重な地域資源として、食品としてのみならず観光などの幅広い分野での活用が期待されており、製造・加工から流通・販売まで様々な場面で中小企業・小規模企業との連携した取組が求められています。

第11号中の鳥取市の目指す「企業誘致」は、単に市外からの企業の集積を図ることではなく、新たな取引の広がり、技術提携の促進などにより地元企業にとっても相乗効果による事業活動の振興が図られることを念頭に置きながら進めていきま

す。企業誘致により進出した企業には、地元企業の一員として地域に溶け込み、ともに地域経済の推進の主体となっていただくことが期待されます。

(意見の聴取等)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業・小規模企業、支援団体、金融機関、教育機関、大学等及び市民で構成する鳥取市中小企業・小規模企業振興会議を開催し、意見を十分に聴く機会を設けるとともに、効果的な施策の実施に向けた検証を行うものとする。

【説明】

この条項では、中小企業・小規模企業の振興に係る施策の推進について協議するための「鳥取市中小企業・小規模企業振興会議」の開催について決めました。

現在も、定期的に、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの支援団体等との定期的な懇談会や意見交換会、市と各金融機関との意見交換会、大学が中心となって毎月開催する産学金官の関係者の連絡会等の様々な機会を通じて、地域経済の課題から中小企業・小規模企業が抱える問題まで、様々な関係者と幅広く情報交換する機会を設けています。

新たに条例の中に定めた鳥取市中小企業・小規模企業振興会議に、「市民」も公募の上メンバーに入っていただき、より幅広い意見の下で中小企業・小規模企業振興を取り巻く現状の把握、施策の検討と検証を行い、より効果的な施策の展開に向けた改善も図っていくこととします。

(実施状況の公表)

第13条 市は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

【説明】

この条項では、中小企業・小規模企業の振興施策の実施状況について、公表することを決めました。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

委任の規定は、条例に規定している事項に関して、より詳細な内容を条例以外の規則や要綱等で定めるために、一般的に置かれるものです。